

助成金

出張

「化学物質管理強調月間」臨時講習 保護具着用管理責任者講習

労働安全衛生法令が改正され、リスクアセスメントを実施した結果、化学物質の「ばくろ低減措置」として、労働者にマスクや手袋などの保護具を使用させるときは、その作業現場ごとに「**保護具着用管理責任者**」を選任して、保護具の選択、使用監視、保守管理などを行わせることが義務化されました。

化学物質の種類によって、濃度基準をクリアできる保護具やその使用方法なども異なるため、正しい保護具の使用は、健康被害の防止に直結し、保護具着用管理責任者はそのキーマンとなりますので、選任されていない事業所については、この機会を逃さず受講くださるようご案内します。

対象者

作業場の責任者や作業員に対して、保護具に関する指示等を行う立場にある方

講習の内容(厚生労働省通達によるカリキュラム)

- (1)保護具着用管理 0.5時間
- (2)保護具に関する知識 3時間
- (3)労働災害の防止に関する知識 1時間
- (4)関係法令 0.5時間
- (5)実技(保護具の使用法等) 1時間



実技講習の様子



第1種衛生管理者などの有資格者を除き、保護具の管理に関する講習(当協会の講習)の受講者でなければ選任することができません。また、有資格者であっても講習を受講するのが望ましいとしています。

日時

令和8年2月27日(金) 9:00~16:30

※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

地場産業振興センター(足利市田中町32-11)

受講料

16,500円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年12月1日(月)~ 令和8年2月13日(金) 定員40名

※ 臨時講習のため、受講者が10人に満たない場合は中止となりますので、あらかじめご了承ください。

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から**受講料の30%が助成**されます

出張

事業所で10人以上の受講者がいる場合は、日程を調整して**出張講習**もできます